

I. 令和5年度事業計画

I 事 業 方 針

新型コロナウイルス感染症のまん延により経済の低迷が続く中、ウクライナ情勢が加わり、畜産業界のみならず、国民生活にも多大な影響を及ぼし、さらに円安や原油価格の高騰はかつてない飼料等の生産資材の高騰を招き、全ての畜種で経営に深刻な影響を及ぼしている。特に酪農では、生乳需給のアンバランスを招き、年末年始にかけては生産抑制対策が講じられるまで追い込まれた。

また、家畜伝染病の高病原性鳥インフルエンザについては、国内で昨年10月に発生が確認され、いまだに終息の見通しが立たない状況であり、過去最多の家禽が殺処分されている。鶏卵の供給にも支障が生じ、価格の高騰を引き起こされ、より一層の飼養衛生管理の徹底が求められている。

このような情勢の中、本会としては国や県・関係団体等と連携し、この難局を乗り切るため、各種支援対策に取り組むとともに、肉用牛の増頭対策をはじめとする畜産経営基盤の体質強化、経営支援指導、価格安定対策、家畜衛生対策、家畜改良対策に引き続き取り組み、畜産経営の安定化及び本県畜産の振興と継続的発展に努める。

II 事 業 計 画

1 畜産経営支援対策事業

1. 畜産経営技術高度化促進事業（受託事業）（宮城県：予算額 4,000千円）

畜産をめぐる情勢の変化に対応し、経営感覚に優れた生産性の高い畜産経営体の育成強化を図るため、畜産経営診断の支援、畜産経営情報のデータベース化、畜産経営セミナー・研修会等の諸事業を実施し、経営実態に即した総合的な支援指導を実施する。

(1) 畜産経営支援指導研究会の開催

畜産経営技術指導を効果的かつ効率的に実施するため、畜産の実情に対応した将来の畜産経営指導の展開方向、具体的な指導内容、手法及び関係機関の機能分担等について検討協議するため、大学、県及び関係団体等をもって構成する研究会を開催する。

(2) 畜産コンサルタント団の設置

大学、県及び畜産関係団体、学識経験者等幅広い分野の専門家をもって構成する畜産コンサルタント団を設置し、畜産経営体からの診断、巡回指導要請に対応した指導を実施する。

(3) 個別経営体支援指導

畜産経営体の要請に基づき、その経営水準、実態等に対応した指導を実施し、経営改善のための効果的な支援指導を実施する。

- | | |
|--------------|-----|
| 1) 個別診断指導 | 10戸 |
| 2) 経営管理技術指導 | 35戸 |
| 3) フォローアップ指導 | 10戸 |

(4) 畜産経営技術研修会・交流会の開催

先進的な経営技術の習得と畜産経営技術等の情報、意見交換により相互研鑽を図るため研修会・交流会を開催する。

(5) 地域畜産経営体相談窓口指導

畜産経営体の支援指導を円滑に推進するため、日常的な経営体の状況把握、指導、地域における指導の連絡調整等指導相談の窓口を設置し、診断、巡回指導等要請に対応した支援指導を実施する。

(6) 情報提供体制整備

パソコン通信網を活用した総合的な畜産関係情報の提供を図るため、ネットワークの開設と各種情報のデータベースを構築し、畜産経営技術の高度化に対応した効率的、効果的な支援指導を実施する。

(7) 地域情報データベースの構築

畜産の主要な担い手の育成と経営の自己分析の充実を図るため、酪農・肉用牛農家を対象に経営調査するとともに、各種データの提供等の支援を実施する。

(8) 研修事業への参加

畜産経営指導事業並びに組織運営に必要な専門的知識及び、技術の習得を図るための各種研修事業に参加し事業の円滑な推進に努める。

2. 畜産経営技術指導事業（地方競馬全国協会：予算額 18,522 千円）

畜産農家の育成と経営の安定的発展を図るため、県並びに関係団体と連携の下に基幹職員を配置し畜産経営指導、畜産物消費拡大、馬事振興等の業務を実施する。

(1) 畜産の担い手育成・確保・増強に向けた体制強化を図る事業

(2) 地域畜産に対する理解増進等畜産関連公益活動体制の強化を図る事業

(3) 馬事・畜産普及啓発の推進体制の強化を図る事業

3. 畜産特別資金等推進指導事業（中央畜産会：予算額 3,900 千円）

大家畜・養豚特別支援資金借受者の経営改善のため、支援協議会の開催、経営改善計画の作成・見直し等の指導を実施する。

4. 畜産機械施設貸付調査指導事業（受託事業）

（畜産近代化リース協会：予算額 266 千円）

畜産近代化リース協会より貸付された機械施設等の借受者を対象に、適性かつ効率的な利用を図るため調査指導及び新規開拓調査を実施する。

5. 地域畜産支援指導等強化事業（受託事業）（中央畜産会：予算額 2,500 千円）

畜産生産者の相互連携の体制強化のため、交流会や研修会等を開催すると共に、畜産相談窓口を開設し、畜産の振興を図る。

6. 公庫資金活用推進事業(農業経営サポート調査)（受託事業）

（中央畜産会：予算額 44 千円）

日本政策金融公庫資金の借入を希望、または借入れた県内の農業経営体を対象に、経営作成支援及び経営フォロー等を実施し、経営安定を図るための助言指導

等を実施する。

7. 肉用牛経営安定対策補完事業(地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業)

(農畜産業振興機構：予算額 35,000 千円)

肉用牛生産基盤の強化を図るため、繁殖雌牛の増頭、優良繁殖雌牛の導入、簡易畜舎等の整備を行う生産集団及び肉用牛ヘルパー組織に対して補助し、肉用牛の振興発展に資する。

8. 生産基盤拡大加速化事業(肉用牛) (受託事業)

(全国肉用牛振興基金協会：予算額 4,000 千円)

牛肉の国内需要の増加と輸出拡大に対応するため、畜産クラスター計画に基づき、優良な繁殖雌牛を増頭した生産者に対して補助金を交付するため、農協等を対象に事業説明会及び事業参加要望書等の取りまとめを実施し、肉用牛の振興発展に資する。

9. 畜産クラスター全国推進事業に係る全国実態調査 (受託事業)

(中央畜産会：予算額 240 千円)

畜産クラスターにおける中心的経営体の指標作成を目的として、優良畜産経営体の調査を実施する。

10. 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)に係る事業推進業務(受託事業) (中央畜産会：予算額 3,815 千円)

畜産クラスター事業の機械導入事業の円滑な推進を図るため、畜産クラスター協議会等を対象に事業説明会及び事業参加要望書等の取りまとめを実施する。

11. 生産技術情報提供事業 (受託事業) (中央畜産会：予算額 186 千円)

家畜の生産性向上に係るデータ等の収集、分析及び技術指導を実施し、家畜の生産性向上を図る。

12. 畜産経営体生産性向上対策事業に係る事業推進業務(受託事業)

(中央畜産会：予算額 474 千円)

酪農家や肉用牛農家の省力化・生産性向上に資する I C T 関連機械導入事業の円滑な推進を図るため、畜産応援会議等を対象に事業説明会及び事業参加要望書等の取りまとめを実施する。

13. 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業 (労働負担軽減事業) に係る事業推進業務(受託事業) (中央畜産会：予算額 831 千円)

酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業(通称：楽酪G O事業)の省力化機械導入事業及び施設整備事業の円滑な推進を図るため、楽酪応援会議等を対象に事業説明会及び事業参加要望書等の取りまとめを実施する。

2 家畜衛生対策事業

1. 特定疾病自衛防疫事業推進事業（予算額 106,709 千円）

（1）各予防接種の計画頭数

次の伝染性疾病に対する予防接種を実施し、疾病発生による損耗防止に努める。

ワクチンの種類	計画頭数
(1) 豚丹毒ワクチン（生）	17,200 頭
(2) 豚丹毒ワクチン（不）	5,200 頭
(3) 豚三種混合ワクチン（生）	500 頭
(4) アカバネ病ワクチン（生）	20,000 頭
(5) 牛五種混合ワクチン（生）	16,000 頭
(6) 牛ヘモフィルス・ソムニ感染症ワクチン（不）	15,200 頭
計	74,100 頭

（2）自衛防疫推進事業

自衛防疫事業を円滑に推進するため、自衛防疫推進会議等を開催し、家畜衛生に関する知識の普及や情報の収集・伝達に努める。また、万が一、家畜の注射事故等が発生した場合は、速やかに見舞金等を交付するとともに、各予防注射の推進にあたり市町村及び農協に対し、事務交付金として経費の一部を助成する。

家畜自衛防疫推進会議等開催計画

名 称	場所	開催回数	出席人数	備 考
① 家畜自衛防疫推進会議	仙台市内	4 回	100 人	県、家畜保健衛生所職員
② 家畜衛生専門委員会	〃	1 回	20 人	県、家畜保健衛生所長等
③ 指定獣医師定例会	県内一円	12 回	160 人	6 地域×2 回

2. 家畜生産農場衛生対策事業（農林水産省：予算額 15,261 千円）

生産農場における牛ヨーネ病の防疫対策、牛伝染性リンパ腫の清浄化対策、牛ウイルス性下痢症及びアカバネ病の発生・流行防止対策を推進し、これら疾病による家畜の損耗防止を図り、本県畜産の健全な発展に資する。

（1）疾病清浄化支援対策

牛ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫、牛ウイルス性下痢症について淘汰や検査費・資材購入を支援することで早期清浄化を促進し、まん延防止に努める。

区 分	計 画	
① 牛ヨーネ病対策費	・淘汰促進費	7 頭
② 牛伝染性リンパ腫対策費	・農場対策費 ・淘汰促進費 ・検査費（農場） ・公共放牧場	3 件 7 頭 145 頭 1,050 頭
③ 牛ウイルス性下痢症対策費	・ワクチン接種費 ・淘汰促進費	50 頭 1 頭

(2) 農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策

牛異常産の原因であるアカバネ病の発生を防止するため、ワクチン接種による対策を講じ、本病発生による損耗の防止に努める。

3. 牛疾病検査円滑化推進対策事業（農林水産省：予算額 16,365 千円）

牛海綿状脳症（BSE）の浸潤状況の的確な把握による BSE 対策を実施するため、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、死亡牛の所有者に対し輸送・化製処理・検査に係る経費を補助し、死亡牛の円滑な処理及び BSE 検査の推進に努める。

また、県家畜防疫対策室、家畜保健衛生所、県域団体、死亡牛収集業者で構成する牛疾病検査円滑化推進対策協議会を開催し、死亡牛の円滑な収集及び処理のための取組と良好な家畜衛生並びに環境の維持を図り畜産の健全な発展に資する。

計画頭数

区分	① 輸送促進費	② 化製処理費	③ BSE 検査費
頭数	640 頭	520 頭	520 頭

補助対象：全月齢の BSE を疑う症状のある牛（特定症状牛）

48 ヶ月齢以上の起立不能を示す死亡牛（起立不能牛）

96 ヶ月齢以上の通常の死亡牛

4. 畜産物衛生環境整備円滑化事業（協会独自事業、宮城県：予算額 11,146 千円）

県内で発生する死亡家畜の処理を円滑かつ効率的に流通させるため、一時保管する冷却保管施設及び冷凍運搬車の利用について、死亡牛輸送業者 3 社及び関係者と協議し、家畜疾病のまん延等家畜衛生上の問題発生を未然に防止し、家畜飼養衛生環境の保全を図る。

また、BSE 検査の採材場所として「宮城県死亡獣畜取扱施設」及び「仙台家畜保健衛生所・解剖施設」を利用し、県が実施する検査の円滑な推進を図る。

冷却保管施設については、施設設置後 27 年が経過し、冷蔵庫内外の老朽化や腐食による損耗が激しいため点検・修繕等を実施する。また、冷凍運搬車については、点検・整備を継続し機能維持を図る。

(1) 家畜死体冷却保管施設利用計画頭数

畜種	牛	豚	馬	羊・山羊等	合計
頭数	4,650 頭 (BSE 検査対象牛: 520 頭)	4,500 頭	10 頭	40 頭	9,200 頭

(2) 家畜死体冷凍運搬車利用計画頭数

畜種	BSE 検査対象牛
頭数	120 頭

5. 家畜防疫・衛生指導対策事業（助成事業）（中央畜産会：予算額 6,876 千円）

(1) 地域自衛防疫取組促進対策事業

地域での伝染病発生時の対応等を支援するため、畜産農家での初動防疫活動、地域特定疾病対策等の検討を行うとともに、生産者段階での防疫演習等の実施、

農場立入関連技術者に対する異状家畜の早期発見に必要な研修を行い、生産現場における家畜防疫体制の強化を図ることにより、伝染性疾病の発生予防等防疫措置の徹底に努める。

区分	事業の内容
(1) 地域自衛防疫体制の推進	地域内の特定疾病対策の普及・啓蒙や自衛防疫強化を推進するため、県、市町村、畜産団体職員等による検討等を行う。(年2回)
(2) 地域自衛防疫活動推進対策	畜産農家の初動防疫活動が有効に機能する体制を整備するため、防疫演習を行う。(6地区)

(2) 地域農場HACCP認証支援事業

県内における農場HACCP認証に取り組む農場に対し、専門家による構築指導を行い、地域における農場HACCP取組の中核となる農家を育成し、普及推進を図る。

1) 構築指導推進支援

①認証農場：7戸 ②推進農場：2戸

6. 育成馬予防接種推進事業（助成事業）（中央畜産会：予算額 218千円）

馬飼養形態の集団化、大規模化及び頻繁な移動等の実態を踏まえ、競馬場入厩前の育成馬について予防接種（馬インフルエンザ）の徹底を図る。

ワクチンの種類	計画頭数
馬3種混合ワクチン	延べ8頭
馬インフルエンザワクチン（補強）	延べ5頭

7. 馬伝染性疾病防疫推進対策事業（助成事業）（中央畜産会：予算額 1,300千円）

競走馬以外の乗用馬等に対する馬インフルエンザワクチン接種及び繁殖牝馬に対する馬鼻肺炎ワクチン接種を推進することにより生産段階の効率的な馬防疫措置を図る。

区分	事業の内容
(1)馬インフルエンザワクチン接種推進事業	ア. 対象馬：競走馬以外の乗用馬等 イ. 計画頭数：100頭
(2)馬鼻肺炎ワクチン接種推進事業	ア. 対象馬：繁殖牝馬 イ. 計画頭数：2頭（1頭×2回）
(3)地域推進対策検討会	ア. 予防接種の推進、防疫の強化等

8. 家畜防疫互助基金支援事業（受託事業）（中央畜産会：予算額 6,000千円）

口蹄疫や豚熱等の海外伝染病が発生した場合、生産者が飼養する牛及び豚の淘汰に伴う損失を、生産者による自主的な互助制度により畜産経営への影響を緩和するため、各関係者と連携を図り、互助制度の普及啓蒙を図る。

9. 生乳取扱者研修事業（酪農団体：予算額 600 千円）

宮城県における生乳の乳質改善と今後の生乳品質格付方法の多様化に対応するため、生乳取扱者の生乳等に関する知識及び総合的検査技術の向上と県内統一した基準に基づく生乳の検査、衛生的取扱の適正化を推進するため、認定講習会並びに研修会を開催し生乳品質の改善向上を図る。

区分	開催時期	出席予定人数	備考
(1) 生乳取扱者認定委員会	令和 5 年 8、12 月	20 人	委員：5 名
(2) 生乳取扱者認定講習会	令和 5 年 10 月	20 人	酪農団体・乳業会社の職員等
(3) フォローアップ研修会	令和 6 年 1 月	30 人	"

10. 獣医師養成確保修学資金給付事業

（農林水産省・共同負担者：予算額 6,928 千円）

獣医学を専攻する学生のうち産業動物獣医師を志す者に対し、獣医師養成確保修学資金を給し有能な産業動物獣医師の養成及び確保を図り、宮城県産業動物の診療体制の整備と畜産振興に資する。

給付対象者	備考
3 名	継続 1 名・新規 2 名

11. 宮城県牛乳協会業務受託事業（予算額 3,600 千円）

学校給食用牛乳の計画的・効率的な供給、牛乳の表示規格制度の適格な実施、牛乳・乳製品の利用拡大等を通じ、消費者に安全安心な牛乳・乳製品を安定的に供給する。

12. 宮城県豚熱経口ワクチン協議会受託事業（予算額 616 千円）

宮城県豚熱経口ワクチン対策協議会が実施する野生イノシシへの豚熱経口ワクチンの散布・回収事業の会計事務。

3 家畜価格安定対策事業

1. 肉用子牛生産者補給金制度

（農畜産業振興機構・宮城県・生産者：予算額 185,992 千円）

肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用牛生産の存立を確保するため、肉用子牛の生産者に対して、子牛の再生産を確保するため一定の条件の下、生産者補給金を交付し、肉用子牛生産経営の安定を図る。

（1）生産者積立金（農畜産業振興機構・宮城県・生産者：予算額 57,572 千円）

契約生産者から個体登録申込された肉用子牛について、積立金を積み立てる。

拠出割合は、生産者：宮城県：国 = 1 : 1 : 2

1) 契約肉用子牛 1頭当たりの負担金

(単位：円)

品種区分	生産者負担金	生産者積立助成金		生産者 積立金
		宮城県	農畜産業振興機構	
黒毛和種	400	400	800	1,600
褐毛和種	1,500	1,500	3,000	6,000
その他の肉専用種	4,700	4,700	9,400	18,800
乳用種	1,700	1,700	3,400	6,800
交雑種	800	800	1,600	3,200

2) 個体登録見込頭数

(単位：頭、円)

品種区分	個体登録 見込頭数	生産者 負担金	生産者積立助成金		生産者 積立金
			宮城県	農畜産業 振興機構	
黒毛和種	18,300	7,320,000	7,320,000	14,640,000	29,280,000
褐毛和種	60	90,000	90,000	180,000	360,000
その他の肉専用種	5	23,500	23,500	47,000	94,000
乳用種	1,835	3,119,500	3,119,500	6,239,000	12,478,000
交雑種	4,800	3,840,000	3,840,000	7,680,000	15,360,000
合計	25,000	14,393,000	14,393,000	28,786,000	57,572,000

(2) 生産者補給金 (農畜産業振興機構：予算額 128,420 千円)

国が平均売買価格を算定する当該四半期に、登録された肉用子牛を販売又は自家保留をした生産者に対して、平均売買価格が合理化目標価格から保証基準価格の範囲であれば国の財源で交付、平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合は、その差額の9割を生産者積立金から交付し、肉用子牛生産経営の安定を図る。

1) 保証基準価格・合理化目標価格（毎年度国が決定）

品種区分	保証基準価格	合理化目標価格
黒毛和種	556,000 円／頭	439,000 円／頭
褐毛和種	507,000	400,000
その他の肉専用種	325,000	256,000
乳用種	164,000	110,000
交雑種	274,000	216,000

2. 肉用子牛生産者補給金制度適正化事業 (農畜産業振興機構：予算額 23,706 千円)

補給金制度の適正かつ円滑な運用を図るとともに、全国統一電算システムに基づき、生産者補給金交付業務の円滑な実施と、家畜市場等情報収集の迅速適正化を図るため次の事業を実施する。

- (1) 肉用子牛の個体登録と個体識別（牛トレサ法と一体的に推進）及び対象肉用子牛の販売、保留の確認
- (2) 家畜市場からのデータ収集及び分析整理、農畜産業振興機構及び関係先へのデータの送付

- (3) 事務委託先及び契約生産者に対する調査、点検及び指導
- (4) 業務推進のための会議の開催

3. 指定協会運営体制支援事業（農畜産業振興機構：予算額 13,560 千円）

肉用子牛生産者補給金制度を適正かつ円滑に実施するため、指定協会の運営体制の強化を図る。

4. 和子牛生産者臨時経営支援事業（農畜産業振興機構：予算額 27,261 千円）

さまざまな要因により変動しやすい和牛子牛価格は、令和4年5月に急落し、現在回復傾向にあとの価格が堅調に推移するまでの間、生産基盤安定化のため、全国平均売買価格が、発動価格を下回った場合に、その差額の4分の3を支援する。

1) 対象品種と発動基準価格

品種区分	発動基準価格(税込)
黒毛和種	60万円
褐毛和種	55万円
その他の肉専用種	35万円

※ 黒毛和種は、北海道、東北、本州関東以西・四国、九州・沖縄ブロック毎に四半期別平均売買価格を算定

※ 褐毛和種は四半期毎に、その他の肉専用種は1年間で、全国平均売買価格を算定

5. 肉用牛肥育安定基金

肉用牛肥育経営は生産費に占める素畜費の割合が大きく、素畜価格と枝肉価格の水準によって経営収支の悪化が懸念される。

このため、生産者により「肥育安定基金」を造成し、毎月の肥育牛1頭当たりの粗収益が生産コストを下回った場合に差額の9割を補てんすることにより経営の安定と肉用牛生産基盤の維持拡大に資する。

(1) 生産者負担金（登録生産者：予算額 321,970 千円）

肉用牛肥育経営安定交付金制度に登録した登録生産者から個体登録申込された肉用牛について、負担金を積み立てる。

品種区分	登録見込み頭数 ①	生産者 負担金単価 ②	積立金造成見込額 ①×②=③
肉専用種	16,000頭	17,000円／頭	272,000千円
交 雜 種	2,600頭	19,000円／頭	49,400千円
乳 用 種	30頭	19,000円／頭	570千円
合 計	18,630頭		321,970千円

6. 肉用牛肥育経営安定交付金制度（受託事業）

（農畜産業振興機構：予算額 15,500 千円）

制度の適正かつ円滑な運用を図るとともに、全国統一電算システムに基づき、肉用牛交付金交付業務の円滑な実施を図るため次の事業を実施する。

(1) 契約書類の受理・送付、肥育牛の個体登録(個体識別法と一体的に推進) 及び対象肉用牛の販売確認と異動・削除の確認

- (2) 事業の普及・啓発活動
- (3) 事務委託先及び登録生産者に対する調査及び指導
- (4) 業務推進のための会議の開催
- (5) 緊急支援金等未返還者に対する経営指導及び情報収集等

7. 肉豚経営安定交付金制度（受託事業）（生産者：予算額 900千円）

制度の円滑な実施を図るため、登録生産者との委託契約に基づき、書類申請及び保管等に関する助言指導を行う。

8. 肉牛事故共助推進事業（全農宮城県本部：予算額 63,000千円）

全農宮城県本部が販売する肉畜に発生する事故に対し、その損害を補償し肉牛事業の安定を図る。

4 家畜改良事業

1. 宮城県総合畜産共進会の開催（予算額 3,510千円）

家畜の改良増殖と飼養管理技術の向上を図るため、乳用牛、肉用牛、養豚（枝肉）を対象とした総合畜産共進会を開催する。

2. 家畜人工授精用精液流通調整事業（予算額 174,683千円）

本県の家畜改良を円滑に推進し、優れた能力をもった種雄牛の造成、商品性の高い乳牛・肉牛の生産を拡大するため、県内7カ所にサブセンターを設け、優良種雄牛を主体とした凍結精液の供給と液体窒素の配送を行うとともに、適正使用、計画交配を指導し、家畜改良に係る関連事業の推進と畜産経営の安定と発展に資する。

凍結精液等供給計画

和牛			乳用牛	液体窒素	備考
県有牛	事業団等	計	事業団等		
本	本	本	本	kg	
16,800	9,000	25,800	2,160	42,000	

3. 種豚登録関連事業（予算額 421千円）

登録関連制度の重要性を啓蒙し、質的向上を重点に登録対象豚の選抜及び適正な登録事業を推進するため、種豚登録関連事業を実施し経済性の高い能力豚の生産確保と種豚の改良に資する。

種豚登録関連事業計画

	種豚登録	子豚登記	移動証明	系統種豚証明	一代雑種豚血統証明
頭数	50	300	0	5	12

4. 宮城県ホルスタイン協会業務受託事業（予算額 4,950千円）

乳牛の登録事業、各種証明書の発行、講習会並びに研究会の開催等、ホルスタイン種牛の優良な血統を保存し、形質の改良と能力の向上を図る。

5 そ の 他

1. 専門委員会

家畜衛生事業、和牛改良事業並びに養豚振興事業の推進について検討するため、各専門委員会を設置し、円滑な事業推進を図る。

2. 褒賞の授与

畜産に関する各種共進会、共励会において成績優秀な者に対し褒賞を授与する。

3. 畜産普及広報活動

(1) 県内の畜産情報並びに技術の普及拡大を図るため、「畜産みやぎ」を年6回発行する。

(2) 月刊「畜産コンサルタント」誌並びに指導資料を配布し、畜産技術の普及啓蒙を図る。

